

条例に基づく令和 7 年度債権放棄について

県が保有する債権の放棄に関する条例に基づき、消滅時効が完成し、かつ債務者が債務を履行する見込みがないなどの県保有の債権について、令和 8 年 3 月に債権放棄を行い、債権を消滅させたものについて、9 月県議会において報告する。

1 債権放棄額の状況【福祉部関係】

債 権 名	件 数	金 額	根拠規定
母子父子寡婦福祉資金貸付金	4 件	3,366,562 円	・消滅時効が完成し、かつ、債務者が債務を履行する見込みがないとき（条例第 3 条第 1 項 1 号）
心身障害者扶養共済年金過払金	7 件	540,000 円	
心身障害者扶養共済加入金	7 件	39,480 円	・債務者が破産法等の規定に基づきその責任を免れたとき（条例第 3 条第 1 項第 3 号） ※母子父子寡婦福祉資金貸付金 4 件
合 計	18 件	3,946,042 円	

（参考）

県全体の放棄債権 149 件 100,039,700 円

2 債権放棄手続き

債権管理標準マニュアルに基づく現地訪問や督促等の必要な回収努力を行っても回収困難で、条例の要件を満たしたものについて債権放棄を実施。